

商店街の着物店に立ち寄ったのがきっかけで...

着物の「展示会商法」や「次々販売」にご注意ください！

【相談事例】

ひとり暮らしの姉が、近所の商店街の着物店で小物を購入したのがきっかけで、前を通ると「お茶でもどうぞ」と声をかけられ、通うようになったようだ。

その後、店が催すホテルでの豪華な食事会や旅行会にも喜んで行っていた。勧められるままに高額な着物やアクセサリーなどを次々と購入させられ、1年足らずの間に総額で3千万円を超えていた。

預貯金を使い果たし、その後は年金の半分以上を月々の支払いに充てられ、生活が困難になった。姉は認知症もあり要介護認定を受けている。(80歳代女性)



高齢者を狙う着物の「展示会商法」は、[昨年10月のトラブルバイバイ♪ニュース No.148号](#)でも紹介しましたが、事例のように数千万円に及ぶものもあり、高額化しています。判断能力が衰えた高齢者の預貯金や年金のほとんどを支払いに充てさせ、生活の困窮に至らせるものです。また、商店街の着物店に行った高齢者に対して、展示会などで次々と高額な商品の販売を繰り返します。

このような場合は、過量販売などの問題点を指摘して契約の取消しを求めていく必要がありますが、事業者が問題点を認めず、返金に応じないケースも多く、注意が必要です。

高齢者本人は、喜んで通っている場合も多いので、家族や周りの人の見守りが大切です。

大阪市消費者センターでは、こうした着物の「展示会商法」や「次々販売」に対して、被害の救済と未然防止のために強く対応を図っていきます。

困ったときは、一人で悩まず、大阪市消費者センターにご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時～午後5時
※ご相談は、大阪市内にお住まいの方に限ります。

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!）」でも繋がります

消費生活
相談窓口

